

身体拘束廃止の今日的背景と流れ

拘束廃止研究所
ケアホーム西大井こうほうえん
施設長 田中 とも江

【身体拘束廃止に向けて動く現場と行政の歴史】

昭和61年 半ばより上川病院で縛らない看護に着手

1998年10月 抑制廃止福岡宣言(西日本新聞一面)

1999年 3月 厚生省令において、身体拘束禁止を規定

2000年 4月 介護保険法(身体拘束禁止規定)施行

6月 身体拘束ゼロ作戦推進会議

(厚生省 第1回)

2001年 3月 身体拘束ゼロへの手引き 発行

2001年 4月 こうほうえん 抑制廃止ネバモア宣言

2006年 4月 高齢者虐待防止法 施行

2014年 5月 行動制限のない介護基準 ISO文書登録

1・起きる 2・食べる 3・排泄 4・清潔 5・アクティビティ

五つの基本的ケア

清潔
おしゃれ
皮膚の清潔
快適さ

アクティビティ
| 生活 | 役割 | 威厳 | その人らしさ |

起きる
立って歩いて転ばない
一日のコミュニケーションの始まり

食べる
脱水予防
満足
生きることに繋がる

排泄
トイレ誘導と
随時交換
尊厳を保つ

著作・拘束廃止研究所

**有吉病院院長から
SOS電話、入る。
MDS ケアプランで
褥瘡は改善したが...**

【身体拘束廃止に向けて動く現場と行政の歴史】

- 昭和61年半ば 上川病院で縛らない看護に着手
- 1998年10月 抑制廃止福岡宣言(西日本新聞報道)
- 1999年 3月 厚生省令において、身体拘束禁止を規定
- 2000年 4月 介護保険法(身体拘束禁止規定)施行**
6月 身体拘束ゼロ作戦推進会議
(厚生省 第1回)
- 2001年 3月 身体拘束ゼロへの手引き 発行**
- 2001年 4月 こうほうえん 抑制廃止ネバモア宣言
- 2006年 4月 高齢者虐待防止法 施行
- 2014年 5月 行動制限のない介護基準 ISO文書登録

拘束しないための体制づくり

ほんとに出来るのか？
懐疑的な意見を述べる識者もいる中、
会議が進められ、
マニュアル分科会メンバーにより
身体拘束ゼロへの手引き
がまとめられ、発行された。

拘束しない、虐待しないための 必読本



【身体拘束廃止に向けて動く現場と行政の歴史】

昭和61年 上川病院にて縛らない看護着手

1998年10月 抑制廃止福岡宣言(西日本新聞)

1999年 3月 厚生省令において、身体拘束禁止を規定

2000年 4月 介護保険法(身体拘束禁止規定)施行

6月 身体拘束ゼロ作戦推進会議

(厚生省 第1回)

2001年 3月 身体拘束ゼロへの手引き発行

2001年 4月 こうほうえん 抑制廃止ネバモア宣言

2006年 4月 高齢者虐待防止法 施行

2014年 5月 行動制限のない介護基準 ISO文書登録

組織のトップが 宣言することから すべてが始まる

【身体拘束廃止に向けて動く現場と行政の歴史】

1998年10月 抑制廃止福岡宣言

1999年 3月 厚生省令において、身体拘束禁止を規定

2000年 4月 介護保険法(身体拘束禁止規定)施行

6月 身体拘束ゼロ作戦推進会議

(厚生省 第1回)

2001年 3月 身体拘束ゼロへの手引き発行

2001年 4月 こうほうえん 抑制廃止ネバモア宣言

2006年 4月 高齢者虐待防止法 施行

2014年 5月 行動制限のない介護基準 ISO文書登録

尊厳＝人権意識を高める

身体拘束禁止規定

高齢者虐待防止法

2000. 4. 1施行

2006. 4. 1施行

- 「業務中心」から「人中心」へ
 - 「医療モデル」から「生活モデル」へ
- 例えば・
- | | | | | |
|------|---|-----|---|--------|
| 経管栄養 | ➡ | 経口食 | ➡ | 豊かな食へ |
| おむつ | ➡ | トイレ | ➡ | 快適な排泄へ |
| 特浴 | ➡ | 個浴 | ➡ | 楽しい入浴へ |
- モラルを高め、
利用者に安心・安全・快適な生活を保障する

いかなる時でも、**人権**をおとしめないために
最大限の努力と工夫をする！

【行動制限・言葉の抑制について】

- 少し待っていて下さい
- 座っていてください
- あとできますから
- 早く～してください
- 静かにしてください
- ～したら、いけません
- ～ちゃんの呼称
- やめてください
- 同じことを何回も言わないで
- また～ですか
- 無視の態度
- におう、臭い
- 汚い
- 見下した言葉
- 叱る・怒る言葉
- それはできません

不要な拘束を していることに対し、 初めて減算導入

【福祉施設身体拘束廃止未実施減算時】

H18年 初回

全ベッド数が対象となった（－5単位）

例外3原則の要件を満たしていても、とあるが
（切迫性 非代替性 一時性）

★こうほうえんでは、**緊急やむを得ない場**

合であっても、身体拘束は行わず、独
自の禁止規定をもち、ケア力を高め続けた

【4月：身体拘束廃止未実施減算の強化】

改正前の要件に追加

- 身体拘束廃止に係る委員会のための委員会、指針及び研修についても運営規定や重要事項説明書に記載のこと
- ・委員会は3月に1回以上開催、周知徹底は全職員に
- ・適正化のための指針の整備
- ・全職員に対し適正化のための定期的な研修の実施
- ・研修は年2回以上、新規採用時研修の開催と記録

2回目 H30年

身体拘束未実施減算10% 日減算(新設)

2:6:2の法則

- 制度の変更に振り回されず、しっかり自分たちの考えを持ち、伝え、実践していくことが基盤にあるべき
- やらされているのではなく、自分ごとに考えて自分の足で踏み出せるように！